

新型コロナウイルス感染症に係る

国の「緊急事態宣言」に伴う市内小中学校の対応について

本日、国から「緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、埼玉県教育委員会から必要な措置を講じるよう要請がありました。

このことを踏まえ、次のとおり対応させていただきます。

1 小中学校の臨時休業について

次の期間、小中学校を臨時休業とします。

臨時休業期間：令和2年4月8日（水曜日）～5月6日（水曜日）

学校再開は、5月7日（木曜日）とします。

2 令和2年度の小中学校における教科書配布について

令和2年度における教科書については、各学校において4月10日（金）までに配布しますので、お受け取りください。

教科書の配布日程、場所等については、各学校のホームページで掲載しますので、御確認ください。

3 校庭開放について

休業期間中、児童生徒の健康保持の観点から、保護者の責任のもと、次のとおり校庭開放を実施します。（土曜日・日曜日を除く。）

開放時間	12時～16時30分
対象	在籍児童・生徒、保護者等 放課後志木っ子タイム及び学童保育の利用者
留意事項	体育館は使用しない。 遊具は使用禁止とする。 身体的接触を避ける。 手洗い、うがいを励行する。

※放課後志木っ子タイム及び学童保育において、「密閉・密集・密接」を避けるため、上記時間外に利用することがあります。

4 部活動について

部活動については、実施しません。

記者発表資料

令和2年4月7日

担当：教育政策部学校教育課

担当者／課長 福沢 仁恵

電話番号／048-473-1111

内線3120